

(2) 利用区分—その他の施設

| | |
|---------------------|---------------------------|
| トレーラーボート用駐車場 | |
| 1日につき、1,050円 | |
| 船台 | |
| 小型ボート用 (30フィート未満) | 中型ボート用 (30フィート以上40フィート未満) |
| 1日につき、4,200円 | 1日につき、7,350円 |
| 上下架施設 | |
| 上架、下架1回につき、各々3,150円 | |

- 備考 1 使用料の算定基準期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、次年度以降も継続使用の場合には、初年度については許可日から当該年度の3月31日までの月割とする。
- 2 海上及び陸上艇置場使用料には、屋内管理施設（レストラン施設を除く）及びその他の施設（トレーラーボート用駐車場・船台を除く）使用料が含まれる。
- 3 艇の長さは、実測とし1メートルは、3.28フィートで計算する。ただし、1フィート未満の端数については、切り上げるものとする。

2 臨時的使用の場合の使用料

| 利用区分 | 内訳 | | |
|--------|---------------------|---------------------------|--------------|
| 屋内管理施設 | シャワー | 1回につき、210円 | |
| | ロッカー | 1回につき、210円 | |
| 海上艇置場 | 1日、1フィートにつき、158円 | | |
| 陸上艇置場 | 1日、1フィートにつき、158円 | | |
| その他の施設 | トレーラーボート用駐車場 | 1日につき、1,050円 | |
| | 船台 | 小型ボート用 (30フィート未満) | 1日につき、4,200円 |
| | | 中型ボート用 (30フィート以上40フィート未満) | 1日につき、7,350円 |
| | 上下架施設 | | |
| | 上架、下架1回につき、各々3,150円 | | |

- 備考 1 艇の長さは、実測とし1メートルは、3.28フィートで計算する。ただし、1フィート未満の端数については、切り上げるものとする。
- 2 海上及び陸上艇置場使用料には、その他の施設（トレーラーボート用駐車場・船台を除く）使用料が含まれる。
- 3 斜路のみ使用の場合は、1回の上下架につき、1,050円の使用料を徴収する。